

福島県文化財センター白河館における 資料管理の現状と課題

副主任学芸員 嚮田克史

1 はじめに

福島県文化財センター白河館（以下「白河館」という。）には、収蔵用の平箱（内寸幅 39cm ×奥行き 55cm ×高さ 14cm）に換算して 45,047 箱の資料が保管されている（平成 20 年度末現在）。資料の保管は、白河館の中心的な機能である。そのことは、白河館設置の根拠である「福島県文化財センター白河館条例」（平成十三年三月二十七日福島県条例第四十三号、以下「条例」という。）第三条に、白河館において行う業務の筆頭として「考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること」が挙げられていることから明らかである。したがって、この膨大な数の資料をいかに保存管理していくかという問題は、白河館にとってきわめて重要な意味を持つ。

本稿は、白河館で行っている資料管理業務を紹介し、業務における課題を明らかにすることを目的としている。それによって、より良い資料管理につなげていければと考えている。上記の作業は、具体的には資料の受け入れと収納、資料の貸出し、資料の閲覧、の 3 つの業務について行う。

前述のように白河館は福島県の条例によって設置された施設である。ただし白河館の管理運営は、同条例の第四条により指定管理者が行うこととなっており、現在財団法人福島県文化振興事業団が受託している。その業務の内容については、条例および指定管理者選定の際に示された「福島県文化財センター白河館業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に規定されている。なお仕様書は、平成 20 年度以前のもものと平成 21 年度以降のもとの間で若干の相違点がある。本稿は平成 20 年度の実績について述べているので、本来ならば古い仕様書を利用すべきである。しかし資料管理の大筋は変わっていないことから、本稿では新しい仕様書に基づいて記載した。関連する部分を本稿の末尾に付し、必要に応じて引用したい。

2 資料の受け入れと収納

白河館の収蔵資料は表 1 に示したとおりである。その大部分を遺物が占め、ほかに文化財に関する資料として、写真や図面などがある。さらに考古資料

	遺物	写真	図面	地図・カード類	合計
一般収蔵庫	40,434	2,792	850	514	44,590
特別収蔵庫	457				457
合計	40,891	2,792	850	514	45,047

表 1 白河館の収蔵資料（平成 20 年度末現在）

以外の文化財を収蔵することとなっているが、これに該当するものとして、平成 21 年度には無形の文化財関連資料を受け入れた。

白河館で収蔵している考古資料とは、仕様書に「福島県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が発掘調査した出土文化財を収蔵・保管する。」とあるように、専ら教育委員会が

調査した出土文化財を指している。寄贈・寄託を受けることはないし、県内市町村が調査した出土文化財も受け入れることはない。

考古資料は、遺跡の発掘調査が終わり、遺物整理・報告書刊行といった作業を経たものから順次移管される。金属製品や木製品は、さらに保存のための処理が終わったものから移管される。移管は、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の通知によって実施される。仕様書には白河館で管理すべき備品の台帳が掲載されており、資料の移管のたびにこれを更新し、教育委員会と共有している（図1）。

物 品 管 理 簿													平成21年10月24日	
分類:備品		品目			考古資料類			単位 : 箱			規格(55×39×14cm)		文化財課 所管	
備品番号	規格等	受					払					備 考		
		年	月	日	事 由	数 量	金 額	供 用 場 所	年	月	日		事 由	数 量
A 1	蘭塔山					1								
A 2	牛袋・嵩田					1								
A 3	青坂					1								
A 4	井戸尻													
A 5	桜岡													
A 6	堂山西													
A 7	松井東					1								
A 8	下牛庭					2								
A 9	杏掛					4								
A 10	出磐山B					1								
A 11	塩沢上原C					1								
A 12	関和久(2次)					2								
A 13	道南					7								
A 14	泉川					10								
A 15	赤坂裏					8								
A 16	芹沢					3								
A 17	三合谷地					2								
A 18	古屋敷					9								
A 19	岩瀧境					3								
A 20	治部池横穴墓群					16								
A 21	平林					19								
A 22	壇ノ腰					5								
A 23	八影腰巻(1・2・4次)					210								
A 24	八影腰巻(3次・南地区)					50								
A 25	塩沢上原A					164								
A 26	塩沢上原B					72								
A 27	田地ヶ岡					133								
A 28	川原					74								
A 29	大窪					57								

図1 物品管理簿（抄）

平成20年度の受け入れ実績を見ると、次のように3回に分けて実施されている。

(1)

通 知：平成20年5月14日付け20教文第178号「文化財センター整備業務に係る保存処理済み遺物等の搬送について（通知）」

実 施 日：平成20年5月29日

移管物品：保存処理済み木製品（41箱相当）、写真記録等（68箱相当）

(2)

通 知：平成20年9月3日付け20教文第578号「文化財センター整備業務に係る写真記録等の搬送について（通知）」

実 施 日：平成20年9月25日

移管物品：写真記録等（73箱相当）



図3 平箱カード（左：報告書掲載遺物 地色オレンジ、右：未掲載遺物 地色白）

いった温度湿度の影響を受けにくい資料や、調査時の図面・写真を収納している。白河館には国指定重要文化財の法正尻遺跡出土品と県指定重要文化財の関和久官衙遺跡出土品が収蔵されているが、これらも一般収蔵庫内に保管されている。

資料の収納にあたっては、できるだけ多くの資料を受け入れられるように配慮して配架している。資料の種類ごと（遺物・図面・写真）に大きく場所を分け、遺物は検索の便を考えて事業ごと、報告書ごと、遺跡ごとにまとめている。収納した後は収蔵庫内の配置図を更新し、どこにどの事業の出土品が収納されているか、一目で分かるようにしている（図2）。さらに、発掘調査報告書の図番号で検索できるように、整理箱に報告書掲載遺物・未掲載遺物の別、事業名、報告書名、遺跡名、遺構名、図番号を記した平箱カードを付けている（図3）。また、資料移管の際に作成された平箱台帳のデータに収納棚番号を付加し、コンピュータ上で資料を検索できるようにしている。これにより、展示や研修などで資料を用いるとき、貸し出しや閲覧に供すときに、ただちに必要な資料を取り出すことができる。

なお、一般収蔵庫は常時施錠しているが、学校単位等の来館で事前に申し込みがあった場合や夏休み特別体験メニュー等のバックヤードツアーで見学することができる。収蔵庫の中には土器を露出展示した収蔵展示コーナーがあり、実際の土器に触れる体験もできる。

一方、特別収蔵庫は床面積 104 m²の広さで、環境は常時 20℃・45%RH に保たれている。ここには保存処理された金属製品や木製品が収納されている。特別収蔵庫は常時施錠され、一般来館者が立ち入ることはない。

3 資料の貸出し

展示など公益目的の場合には、収蔵資料を他の博物館などの機関に貸し出している。対象となる収蔵資料は、考古資料、考古資料以外の文化財、文化財に関する資料である。貸出しにかかる手続きは、次の通りである。

1. 「収蔵資料等借用申請書」を受け付ける。
2. 資料の貸し出しにつき教育長に協議する。協議は、仕様書に「出土文化財の貸出しは、福島県教育委員会教育長に協議の上その承認を得て行う」とあることによる。
3. 教育長からの回答を待って、申請者に貸出しについて通知する。

4. 貸出しに際しては、梱包作業に立ち会って資料の状況を確認し、借用書を預かる。
5. 返却に際しては、開梱作業に立ち会って資料の状況を確認し、借用書を返却する。
6. 資料の返納を受けたことを、教育長に報告する。

平成 20 年度には、表 2 に示した資料を貸し出した。

	貸出期間	貸出先	資料名	数量
1	20080401 20090331	株式会社日本フットボールヴィレッジ（常設展示）	楢葉町美シ森B遺跡出土弥生土器	3
2	20080401 20090331	福島県立博物館（常設展示）	桑折町平林遺跡出土旧石器ほか	1,025
3	20080401 20090331	須賀川市立博物館（常設展示）	須賀川市梅田横穴古墳群出土須恵器	1
4	20080401 20090331	東北電力株式会社原町火力発電所（常設展示）	南相馬市鳥打沢A遺跡出土土師器・須恵器・羽口ほか	24
5	20080401 20090331	人間文化研究機構国立歴史民俗博物館（常設展示）	天栄村桑名邸遺跡出土縄文土器	3
6	20080401 20090331	独立行政法人国立科学博物館（常設展示）	飯館村日向南遺跡ほか出土縄文土器	8
7	20080617 20081017	福島県立博物館（企画展「宝の山 2008」）	法正尻遺跡出土縄文土器ほか	60
8	20080704 20080807	財団法人郡山市文化・学び振興公社（文化財企画展「七ツ池遺跡出土二彩浄瓶と古代の郡山」）	正倉補修用軒丸瓦ほか	17
9	20080704 20080930	仙台市富沢遺跡保存館（特別企画展「陸奥国大戦争時代」）	多賀城に向かう軍団兵士模型ほか	4
10	20080717 20090327	東京国立博物館（考古相互貸借事業）	矢吹町弘法山古墳群出土大刀ほか	18
11	20080804 20080826	竹駒神社（横笛の比較研究）	横笛復元品の演奏記録	1
12	20080812 20080826	竹駒神社（横笛の比較研究）	横笛復元品	1
13	20080905 20081213	石川町教育委員会（「まほろん所蔵の石川町出土考古資料展」）	石川町七郎内C遺跡出土琥珀玉ほか	113
14	20081031 20090224	財団法人福島県文化振興事業団（発掘調査における接合確認）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器ほか	30
15	20081114 20081212	下郷町教育委員会（授業に利用）	打製石斧復元品ほか	3
16	20081209 20090327	東京国立博物館（考古相互貸借事業）	古墳時代の馬復元品と馬具復元品	24
17	20081223 20090109	株式会社プロダクション・アイジー（劇場用映画『宮本武蔵』に掲載）	弩復元品写真ほか	2
18	20090107 20090130	財団法人郡山市文化・学び振興公社（文化財企画展「わが町の遺跡自慢」）	郡山市高林遺跡出土土師器ほか	5
19	20090107 20090206	財団法人福島県文化振興事業団（企画展「“天地人”の時代」）	会津若松市神指城跡出土漆器ほか	57
20	20090113 20090331	郡山市教育委員会（大安場史跡公園にて常設展示）	郡山市弥明遺跡出土石器	5
21	20090116 20090331	文化庁（重要文化財の新指定に係る調査）	磐梯町法正尻遺跡出土縄文土器ほか	285
22	20090329 20090331	財団法人郡山市文化・学び振興公社（大安場史跡公園オープニングイベント等の煮炊き実演）	土師器長胴甕復元品	2

表 2 資料貸出し状況（平成 20 年度実績）

福島県立博物館等の施設には資料を通年で貸し出しており、これは毎年更新している（1～6）。今年度からは新たに郡山市の大安場史跡公園に資料を貸し出した（20）。県内の他の施設への貸し出しは、資料の出土した地元への還元といった意義があり（1・3・4・20）、また福島県立博物館の常設展では教育委員会調査による出土品（当館蔵）を多く見ることができる（2）。通年での貸し出しの場合、当館職員が資料の状態を確認することが困難であるため、貸

し出し更新の際には展示状況の写真添付を求めている。また、文化庁への貸出し（21）は、法正尻遺跡出土品の重要文化財指定のため、特例で文化庁から教育委員会への依頼、教育委員会から当館への通知という形で実施した。

その他、文化財に関する資料（写真・模型・レプリカなど）の貸出しを行っている。これも手続きは考古資料と基本的には同様である。レプリカのなかには、体験学習器材として手に取って見ることのできるものや、実際に使える土器なども含まれており、下郷町教育委員会へ貸し出した資料（15）は授業で活用され、大安場史跡公園へ貸し出した資料（22）は煮炊きに用いられた。

4 資料の閲覧

収蔵資料は白河館内で閲覧することができる。閲覧できる資料は、考古資料、考古資料以外の文化財、文化財に関する資料、閉架図書である。閲覧に際しては、職員が立ち会うこととし、閲覧の前後に資料の状態確認を行っている。

閲覧に必要な手続きは次の通り。

1. 収蔵資料閲覧申請書を收受する。
2. 白河館内での事務処理。教育長との協議事項でないため、館内で手続きが完結する。
閲覧場所は当日の施設利用状況により指定する。
3. 資料を収蔵庫外に出して閲覧に供する。

平成20年度の閲覧状況は表3にまとめたとおりである。

閲覧日	閲覧者（閲覧目的）	資料名	数量
1 20080422	下郷町教育委員会職員（体験学習事業実施のため）	弓矢復元品ほか	8
2 20080422	下郷町教育委員会職員（町内遺跡管理のため）	遺物台帳様式	1
3 20080427	県内研究者（個人研究）	磐梯町法正尻遺跡出土土器写真	1
4 20080520	福島県立博物館職員（展示の事前調査）	磐梯町法正尻遺跡ほか出土縄文土器・土製品・石器	55
5 20080702	栃木県立博物館職員（展示の事前調査）	広野町折木遺跡ほか出土旧石器	621
6 20080812	竹駒神社神職（演奏の参考のため）	玉川村江平遺跡出土笛	1
7 20080817	財団法人福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	楢葉町大谷上ノ原遺跡出土旧石器	164
8 20080822	石川町教育委員会職員（展示の事前調査）	石川町七郎内C遺跡ほか出土縄文土器ほか	182
9 20080824	県外研究者（個人研究）	『大熊町史』ほか	8
10 20081003	県内研究者（個人研究）	『玉川村史』追録1・2	2
11 20081018	福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器	17
12 20081019	たたら研究会（古代製鉄研究のため）	南相馬市鳥打沢A遺跡ほか出土製鉄関連遺物	37
13 20081019	たたら研究会（古代製鉄研究のため）	製鉄実験資料	1
14 20081026	まほろんボランティア（土器製作の参考のため）	調査報告書『東北横断自動車道遺跡調査報告11』	1
15 20081107	県内研究者（個人研究）	調査報告書『東北横断自動車道遺跡調査報告10』	1
16 20081107	財団法人福島県文化振興事業団職員（報告書作成のため）	南相馬市荻原遺跡出土旧石器	4
17 20081107	県内研究者（個人研究）	会津坂下町能登遺跡出土弥生土器	6

	閲覧日	閲覧者（閲覧目的）	資料名	数量
18	20081120	県内大学院生（修士論文作成のため）	三春町柴原A遺跡ほか出土土偶	115
19	20081127	県外研究者（個人研究）	郡山市徳定A遺跡出土弥生土器	9
20	20081130	県外研究者（個人研究）	石川町七郎内C遺跡ほか出土縄文土器	52
21	20081207	財団法人交野市文化財事業団職員（古代製鉄研究のため）	新地町向田E遺跡ほか出土製鉄関連遺物	37
22	20081207	財団法人交野市文化財事業団職員（古代製鉄研究のため）	製鉄実験資料	1
23	20090107	県内大学院生（修士論文作成のため）	会津坂下町能登遺跡ほか出土弥生土器	18
24	20090118	県外研究者（個人研究）	大猿田遺跡ほか出土木製品ほか	409
25	20090118	南相馬市教育委員会職員（報告書作成のため）	相馬市善光寺遺跡ほか出土須恵器	65
26	20090118	県内研究者（個人研究）	白河市筑内古墳群ほか出土須恵器	6
27	20090207	県外研究者（個人研究）	須賀川市一斗内遺跡ほか出土縄文土器	64
28	20090313	長岡市立科学博物館職員（展示の事前調査）	磐梯町法正尻遺跡ほか出土縄文土器・土製品	81
29	20090314	県外研究者（個人研究）	郡山市正直A遺跡出土土師器	50
30	20090315	県内研究者（個人研究）	会津美里町鹿島遺跡ほか出土石器	75
31	20090326	八戸市博物館職員（展示の事前調査）	石川町七郎内C遺跡ほか出土土偶	22
32	20090328	県内研究者（個人研究）	調査報告書『国営総合農地開発事業矢吹地区遺跡発掘調査報告9』ほか	2

表3 資料閲覧状況（平成20年度実績）

平成20年度の閲覧件数は32件であるが、閲覧対象の大部分は考古資料である。その目的は個人・共同研究、展示の事前調査などとなっている。なお、製鉄関連遺跡出土品の閲覧が見られるが、これは東日本最大級といわれる古代製鉄遺跡の資料を収蔵しているためであり、白河館で継続して行っている製鉄実験の成果品も併せて閲覧されている。

考古資料の他には報告書や復元品、写真などが閲覧されている。1件あたりの閲覧点数は1点から数百点までであるが、閲覧点数が多い場合は事前事後の資料確認が困難な状況が生じた。

5 資料管理上の課題

これまでに白河館で行っている資料管理業務を検証してきた。いくつかの課題が浮かび上がってくるが、ここでは2点を取り上げたい。

収蔵に関する課題

白河館には45,047箱の資料が収蔵されているが、なかには国・県指定の重要文化財も含まれている。国指定の法正尻遺跡出土品、県指定の関和久官衙遺跡出土品である。考古資料に優劣があるわけではないが、これらに関しては重要文化財にふさわしい管理が求められている。

これらの資料は現在、他の考古資料と同じく、一般収蔵庫にて保管している。しかし一般収蔵庫は、職員の案内のもとで一般の来館者も入庫し、見学や土器に触れる体験等を行っている。一般の来館者が実際に資料に触れ、親しむことは、体験学習の観点からは望ましい活動であるが、重要文化財の管理を考えた場合、問題なしとしない。

重要文化財については、他の資料とは隔離して保管する必要がある。とはいえ特別収蔵庫の

ような警備の厳重な施設を新設することは、費用の点で現実的ではない。また既存の特別収蔵庫には木製品・金属製品が収納されており、重要文化財を搬入するスペースはない。次善の策として、一般収蔵庫内に一定の区画を作り、周囲を隔壁で覆ったうえ、入り口を施錠するといった対策が考えられる。これにより、来館者へのサービスを損なわずに重要文化財の管理を徹底することができる。

今後、具体的な案を作成したうえ、教育委員会と密接に協議しながら検討していきたい。

管理に関する課題

資料貸出しの前後、閲覧の前後には、資料の状態を確認している。その記録はそれぞれ、貸出し関連の簿冊、閲覧関連の簿冊に綴られる。資料ごとの貸出し・閲覧等の履歴をまとめたものは作っていない。そして貸出し関連・閲覧関連の簿冊は文書取扱規定によって5年保存とされており、原則としてそれ以前の履歴は残っていないことになっている。

その結果、ある資料がいつ展示され、どこへ貸し出され、あるいはどのような修復を加えられたか、といった資料管理上の基本的な情報が失われていくことになるのである。

さて白河館では、文化財データベースの一部として遺物データベースを整備し運用している。このデータベースは、白河館に収蔵されている資料（報告書に掲載されたもの）1点ごとの所属時期、出土地点・層位、計測値、実測図などの情報を格納しており、資料をインターネットを利用して検索することができるというものである。加えて、資料の所在情報（収蔵庫の棚番号など）、閲覧・貸出し歴などの管理情報を記録できるように設計されている。これを活用すれば上記の課題は解決となるはずだが、残念ながらシステム上の問題によって活用できていない。

そこで、今後の課題として履歴台帳を整備していきたい。資料の1点ごとに、貸出し履歴、閲覧履歴、補修歴を台帳化して蓄積していくのである。これによってその資料がたどった来歴を把握することができる。しかし、点数が膨大であるため、考古資料全点について台帳化するというわけにはいかない。選択的に、重要文化財に指定された法正尻遺跡出土品、県指定重要文化財の関和久官衙遺跡出土品、特別収蔵庫に収蔵されている金属製品・木製品から整備を進める必要がある。

6 おわりに

出土文化財を保存活用する施設における資料管理のあり方は、どのような形が望ましいのか。所与の条件（規模や施設、組織形態等）によるところが大きいのか、またあまりにも当たり前の業務であったためか、これまではあまり論じられてこなかったのではないか。しかし今後、資料の活用を重視するときには、資料管理のあり方そのものが重要な意味を持ってくるものと思われる。

白河館の管理は、平成13年の開館以来、財団法人福島県文化振興事業団が任されてきた。その当初から福島県の財産を預かる立場は変わらないが、平成18年度からスタートした指定

管理者制度のもとではより一層、県民共有の財産である文化財を「お預かりする」側面が強くなっている。指定管理者の第2期（平成21年度から5年間）においても、その流れは変わっていない。このような中、どのように資料を管理すれば利用者の利益が増大し、かつ資料の完全性を保持できるのか。限られた期間ではあるが、できるだけ良質な資料管理業務を追求していきたい。

（参考）

福島県文化財センター白河館条例

平成十三年三月二十七日 福島県条例第四十三号

（前略）

第三条 白河館において行う業務は、次のとおりとする。

- 一 考古資料の保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示に関すること。
- 二 文化財に関する講演会、講習会等の開催に関すること。
- 三 文化財等を活用した体験学習の実施に関すること。
- 四 文化財に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 文化財に関する調査、研究を担当する市町村等の職員の研修に関すること。
- 六 考古資料の保管及び文化財の活用に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（指定管理者による管理）

第四条 白河館の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより教育委員会が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（平一七条例一〇七・追加）

（指定管理者が行う業務の範囲等）

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 白河館の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

（平一七条例一〇七・追加）

（遵守事項）

第六条 白河館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 白河館の施設、附属設備、展示品等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 物品を販売し、又は頒布しないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- 三 館内において、展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。
- 四 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。
- 五 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、管理上教育委員会が指示する事項
(後略)

福島県文化財センター白河館業務仕様書

福島県文化財センター白河館管理運営に係る業務概要

(前略)

ⅠⅠ 文化財の収蔵・保管及び活用等に関する業務

1 文化財の収蔵・保管及び展示、考古資料以外の文化財の展示並びに文化財に関する資料の保管及び展示

(1) 考古資料の収蔵・保管

ア 福島県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が発掘調査した出土文化財を収蔵・保管する。

(ア) 教育委員会からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する。

(イ) 出土文化財は、発掘調査した事業、年度、遺跡並びに報告書掲載・未掲載に分類して保管箱に入れ、効率的に保管棚を活用して収納する。

(ウ) 出土文化財の中で、保存処理を施した木質遺物・金属製遺物等は、温湿度を適切に管理した特別収蔵庫に保管する。

(エ) 出土文化財は、閲覧、貸出、見学等に迅速に対応できるように整理して収納する。

出土文化財の貸出しは、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に協議の上その承認を得て行う。

(オ) 重要文化財等の保管については、必要に応じて教育長と協議の上、専門職員が適切に取り扱う。

(カ) 地震等による倒壊での損壊を防止する措置を講じる。

イ 出土文化財の取扱いは収蔵資料台帳に基づき、専門職員が適切に取り扱う。

(ア) 出土文化財の文化財としての価値を損なうことのないように取扱う。

(イ) 出土文化財の劣化を防ぐために点検を行い、適切に管理する。

(ウ) 出土文化財の損傷等が判明した場合は速やかに教育長に報告し、教育長の指示を得て、対策を講じる。

(2) 考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料の収蔵・保管

ア 教育委員会が調査した文化財に関する資料を収蔵・保管する。

(ア) 教育委員会からの搬入をもって受け入れ、収蔵資料台帳を作成し、必要に応じて更新する。

(イ) 考古資料以外の文化財及び文化財に関する資料は、閲覧、貸出等に迅速に対応できるように整理して収納する。

イ 模型・レプリカの貸出しは、教育長に協議の上その承認を得て行う。

(後略)